

海外へ転出される方の個人住民税(村・県民税)について



個人住民税(村・県民税)は、その年の1月1日現在の住所地の市町村が課税します。このため、年の途中で出国された後も、既に課税されている村・県民税については引き続き納税義務があります。

[普通徴収(住民税を自分で直接納付)の方が出国する場合]

納税通知書が送付される前に出国される方

- ・課税がある方については、6月ごろに納税通知を送付しております。
- ・本人の代わりに日本国内で納税通知を受け取り、納税する「納税管理人」を設定する必要があります。(地方税法第300条, 東海村税条例第25条)

納税管理人申告書に必要な事項を記載いただき、税務課窓口へ届けてください。

納税通知が送付された後に出国される方

- ・出国前に全額納付していただいた場合は、特に手続きは必要ありません。
- ※ただし1月2日以降に出国される場合は前年の所得によっては、新しい年度の課税が発生しますので納税管理人の指定が必要です。

[特別徴収(住民税が給与から天引き)の方が出国する場合の手続き]

- ・出国後も引き続き給与から天引きされる場合は、手続きの必要はありません。
- ・退職等で給与天引きでなくなる場合、税額のうち給与から差し引かれなかった分を納付書で納付していただく方法(普通徴収)に切り替わります。納税通知が送付される前に出国される場合は、日本国内で通知を受け取る納税管理人を設定していただきます。納税管理人を定めて税務課へ届出をしてください。

※ただし1月2日以降に出国される場合は前年の所得によっては、新しい年度の課税が発生しますので納税管理人の指定が必要です。

※ 納税管理人とは・・・納税義務者の代わりに納税通知書の受領、税額の納付など納税に係る手続きを管理してもらう人のこと。

【問い合わせ先】

〒319-1192

茨城県那珂郡東海村東海 3-7-1

東海村役場 企画総務部 税務課

住民税担当 TEL 029-282-1711(1117,1118)